

いの町水防協力団体指定要領

(通則)

第1条 いの町における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

(水防協力団体の要件)

第2条 水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

(水防協力団体の業務)

第3条 水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団・消防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団・消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

(水防協力団体の申請方法)

第4条 水防協力団体の要件を満たす者で、いの町水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者に「いの町水防協力団体指定申請書」（様式第1号）に「いの町水防協力団体協力活動業務計画書」（様式第2号）及び「いの町水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。

2 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする（任意様式）。

(水防協力団体の指定)

第5条 水防管理者は、前条の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「いの町水防協力団体認定書」（様式第3号）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

2 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

(その他)

第6条 この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

2 その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月5日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

いの町水防協力団体指定申請書

年 月 日

いの町水防管理者
いの町長 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

いの町水防協力団体指定要領第4条の規定に基づき、いの町水防協力団体の指定を受けたいので、別添「いの町水防協力団体協力活動業務計画書」及び「いの町水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」を添えて申請します。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

いの町水防管理者

いの町長 様

住所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

いの町水防協力団体協力活動業務計画書

いの町の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください。

- 1 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団・消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領第3条第1号関係）
 - (1) 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
 - (2) 災害時における小さな子供やお年寄りなどの要配慮者の救護
 - (3) 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
 - (4) 災害時における住民の避難誘導、避難所の開設・運営への支援
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領第3条第2号関係）
具体的な資機材の種類・数量及び保管場所等
[]
- 3 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領第3条第3号関係）
 - (1) 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
 - (2) 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡
- 4 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領第3条第4号関係）
 - (1) 町が作成する洪水ハザードマップの配布
- 5 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領第3条第5号関係）
 - (1) 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習
- 6 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催（指定要領第3条第6号関係）
 - (1) 水防団・消防団が開催する水防演習への参加
 - (2) 住民の避難訓練の実施

○その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

[]

いの町水防協力団体認定書

年 月 日

住 所

（事務所所在地）

団体の名称

代表者 様

いの町水防管理者

いの町長

いの町水防協力団体指定要領第5条の規定に基づき、
貴団体をいの町水防協力団体に指定します。